

北名古屋市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年4月16日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 桂川 将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

都市整備課及び下水道課

対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月25日までの所管事務

実施期間 令和8年3月4日から令和8年3月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

都市整備課及び下水道課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜都市整備課＞

主な所管事務は、都市計画、道路及び橋梁の計画、設計及び工事、準用河川及び排水路の計画、設計及び工事、都市計画道路の計画、設計及び工事、国又は県の所管する道路又は河川、公園、緑地、広場等の計画、設計及び工事、総合治水、雨水流出抑制施設の計画、設計及び工事、土地区画整理、市街地再開発、地区計画、鉄道立体交

差、不動産の取得、生産緑地、地価公示、建設部の庶務に関する事務である。

意見

- (1) 歳入の調定にあたっては、歳入によってその性質が一律ではなく、また根拠法令等が異なることから、調定日等の取り扱いが性質や法的根拠等に基づいたものとなるよう、適正性を確認し実施されたい。

<下水道課>

主な所管事務は、下水道計画、公共下水道、流域下水道、都市下水路、排水設備工事の審査及び業者の指定、水洗便所の普及、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給、下水道施設の維持管理、下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金、下水道使用料、上水道、専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に関する事務である。

- (1) 庶務事務について

決裁文書の添付書類の一部について、鉛筆により記載されているものがあつた。文書の真正性を担保するため、改ざん等の恐れのない文書作成事務の取り扱いを徹底されたい。

意見

- (1) 未収金債権の管理にあたっては、滞納者及び滞納額の状況の記録が整然となっており、個々の状況の把握が速やかにできることが肝要である。債権回収の実効性を高めるため、記録が一覧等により確認できる状態を構築するなど、一層明確となる方法を検討されたい。
- (2) 複数年に渡り事情等を共有する必要がある事案の対応にあたっては、事務担当者の部署異動等により支障を来すことのないよう、その詳細の記録を適切に残すとともに、確実に共有し引き継がれる体制を構築されたい。
- (3) 漏水に起因する下水道使用料の減免にあたっては、公平性を担保するため、その適用に際し実態の把握に努められたい。